

OTAを活用したプロモーション業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 業務の名称

OTAを活用したプロモーション業務

2 業務の目的

夏季の鹿児島市への誘客を促進するため、OTA（オンライントラベルエージェント）を活用し、鹿児島市の観光情報を発信するプロモーションを行う。

3 業務の概要・仕様

(1) 実施時期

令和5年7月から令和5年9月まで

※ 特集ページ等は令和5年7月から掲載し、令和5年9月までの間で50日以上掲載すること。

(2) 業務内容

別紙「OTAを活用したプロモーション業務委託仕様書（案）」のとおり

4 予算額（契約上限額）

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

5 企画書の提出

以下の項目について、別紙「OTAを活用したプロモーション業務委託仕様書（案）」を満たす内容とし、できるだけ詳細に記載するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた記載に努めるものとし、「6(2)企画書の選定」に記載している審査のポイントが明確になるよう作成すること

(1) 企画書の記載内容

① 利用するOTAの優位性

- ・利用するOTAの詳細
- ・同OTAの利用が当該業務の遂行にあたり優位性が高い理由

② 具体的な企画の実施方法

- ・実施する企画の具体的な内容、手法及び企画のポイント
- ・「鹿児島ファンアプリ「わくわく」」等についての紹介及び関係する特設サイトやダウンロードページへの誘導方法等
- ・実際の鹿児島旅行に繋げていく仕組み

③ 特典付き宿泊プラン

- ・特典付き宿泊プランの募集方法及び同プランの宿泊施設数の目標数
- ・想定される特典の内容

④ 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・旅行中の感染症対策の徹底や緊急事態宣言等の地域からの来訪自粛の呼びかけの方法など、感染症の状況を踏まえた対応

⑤ 効果測定

- ・当該プロモーションの有効性を測る成果指標（K P I）及びその目標
- ・その他、当該業務に基づく特集ページの掲載内容や特典付き宿泊プランが鹿児島市への来訪に起因したか測定する方法の提案がある場合は、その測定方法等
- ・当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法及び目標

⑥ 実施体制及びスケジュール

- ・業務体制（人員体制を含む。ただし、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績
- ・提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実績実績
- ・準備及び効果測定を含めた業務スケジュール

⑦ 費用見積明細書

(2) 形式等

① 形式

様式は指定しないが、A4版20ページ以内、横書き、左綴じとする（着色可）。

※ 書類はステープルや製本テープ等で留めず、クリップ留めにて提出

② 表紙

企画書の表紙には、宛名「鹿児島観光コンベンション協会理事長」、タイトル「OTAを活用したプロモーション業務企画書」及び提出年月日を記載する。ただし、正本1部のみ会社名も記載すること。

※ 副本には、企業名、所在地、社章、写真等の企業名が分かる記載はしないこと。

(3) 企画案数

提出業者1社につき1案とする。

(4) 提出部数

正本1部、副本6部

(5) 提出期限

令和5年5月26日（金） 午後5時30分まで（必着）

(6) 提出先

〒890-0053

鹿児島市中央町10番地 キャンセ7階

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会（担当：岩崎、三腰）

電話 099-286-4700

電子メールアドレス kcvb17@ab.auone-net.jp

(7) 提出方法

直接持参又は郵送

※ 直接持参の場合、土曜日及び日曜日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする（正午から午後1時までの時間を除く。）。

6 企画書の選定

(1) 企画書提出後、選定委員会（書類審査）で選定し、各提出業者にその結果を通知する。

なお、選定委員会が一定の基準に達しないと判断し、全ての企画を採用しないことがある。

(2) 選定委員会において、利用するOTAの優位性、具体的な企画の実施方法、特典付き宿泊プランの内容、新型コロナウイルス感染症への対応、効果測定方法、実施体制及びスケジュール、経費の妥当性などの優劣を審査する。

(3) 選定結果に異議申立ては一切認めないものとする。

(4) 業務の実施にあたっては、鹿児島観光コンベンション協会（以下「協会」という。）と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。

7 著作権等

(1) 企画案に使用する写真等は知的財産権に関する法律上、協会の意向に沿った使用を可能とするものであること。著作権や肖像権など権利関係は、提出業者において処理すること。

(2) 成果品の著作権は全て協会に帰属するものとする。

(3) 企画書の提出に要する一切の費用については、提出業者の負担とする。また、提出された書類等は原則として返却しない。

8 業務の委託

協会は企画が採用となった事業者随意契約により本業務を委託する。

なお、選定された者が、OTAを活用したプロモーション業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書を提出した後に資格要件を満たさないことが判明した場合は、契約の締結は行わない。

9 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。なお、日程については予定であり変更する可能性がある。

内 容	日 時
① 告示	令和5年4月26日（水）
② 質問受付期限	令和5年5月 8日（月）午後5時30分
③ 質問回答	令和5年5月 9日（火）
④ 参加申込書提出期限	令和5年5月10日（水）午後5時30分
⑤ 企画提案競技参加決定通知	令和5年5月12日（金）予定
⑥ 企画書提出期限	令和5年5月26日（金）午後5時30分
⑦ 書面審査	令和5年5月31日（水）
⑧ 選定結果通知	令和5年6月 1日（木）
⑩ 委託契約	令和5年6月上旬

10 その他

本業務に関して質問がある場合には、質問票様式に質問事項を記載し、電子メールを送付して行わなければならない。

(1) 質疑応答

① 受付期間

告示日から令和5年5月8日（月）午後5時30分まで

② 受付電子メールアドレス

kcvb17@ab.auone-net.jp

③ 質問票様式交付場所

「かごしま市観光ナビ」法人サイト (<https://www.kagoshima-yokanavi.jp/cvb>) において入手することができる。

④ 回答方法

回答は令和5年5月9日（火）に「かごしま市観光ナビ」法人サイト上に掲載する。

(2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。

(3) 選定された企画提案書の企画提案をそのまま採用とするわけではない。

(4) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

(5) 審査書類提出から契約締結までの間に、参加資格要件に該当しなくなった場合は失格とする。